

あいち発酵食の館 登録店

“UMAMI RESTAURANT”

registered with the Aichi Fermented Food Culture Promotional Council



当店は、愛知の発酵食を生かしたメニューを提供しています。

We offer cuisine made with Aichi's fermented foods.

愛知「発酵食文化」振興協議会

愛知「発酵食文化」振興協議会

愛知の発酵食を活用したメニューを提供している飲食店様へ

無料

# あいち発酵食の館 登録制度のご案内

要件を満たした 飲食店様をPR します



©(公財)名古屋観光コンベンションビューロー



©(公財)名古屋観光コンベンションビューロー

愛知の発酵食の魅力を国内外からの旅行者に伝えよう！

登録店へのPR支援(無償)

## ① PR資材の提供



登録店であることを示す店頭掲出用ステッカーや「うまみ県あいち」をPRするポスター等のPR資材を無償提供。

## ② 広報宣伝



協議会公式Webサイト「あいち発酵食めぐり」や協議会公式SNSを始めとした各種広報媒体で登録店を無償でPR。

## 登録要件

①~③ すべて該当

① 愛知県内に所在する飲食店 (宿泊施設にある飲食店設備含む)



② 愛知の発酵食※、またはその発酵食を使用した飲食物を通年で提供 (※愛知県内に事業所を有する事業者によって製造された発酵食)



例: 豆味噌、しょうゆ、酢、日本酒、みりん、漬物 等

③ メニューやPOP等で愛知の発酵食、またはその発酵食を使用した飲食物を店内で来店客向けに表示



味噌煮込みうどん(写真) ©(公財)名古屋観光コンベンションビューロー

例1) 蔵元及び品名・商標等を具体的に表示

〇〇醸造所の □□(具体的な品名・商標)を使用!  
味噌煮込みうどん  
××××円



例2) 蔵元の具体的な名称と品目を表示

〇〇醸造所の 豆味噌を使用!  
味噌煮込みうどん  
××××円



例3) 産地と品目を表示

愛知県三河産の 豆味噌を使用!  
味噌煮込みうどん  
××××円



登録申請(無料)は WEBでカンタン

あいち発酵食めぐり



<https://hakko-aichi.jp/register/>



●お問合せ  
愛知「発酵食文化」振興協議会  
事務局: 愛知県国際観光コンベンション課  
電話 052-954-6476  
メール [kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp](mailto:kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp)

# 愛知「発酵食文化」振興協議会 「あいち発酵食の館」登録店 募集・登録要領

## 1 目的

愛知の発酵食文化の振興に対する飲食店の当事者意識の醸成と地域一体となった受入態勢の整備・強化を図るとともに、来店者に愛知の発酵食文化の魅力を訴求することにより、「うまみ県あいち」のブランドを確立し、世界から多くの人を呼び込むことを目的とする。

## 2 登録要件

「あいち発酵食の館」登録店は、次のいずれの要件も満たしているものとする。

1. 愛知県内に所在する飲食店（宿泊施設内にある飲食店設備を含む。）であること
2. 愛知県内に事業所を有する事業者によって製造された発酵食又はこれを原料として使用した製品を活用した飲食物を通年で提供していること

\*しょうゆ等の発酵食を調味料として客席に配置しているだけの場合は、対象外

3. 前号の事実をメニュー、POPやチラシ等により、店内で来店客向けに表示していること  
表示例) 蔵元及び品名・商標等を具体的に表示

・〇〇醸造所の□□（具体的な品名・商標）を使用した△△

・◎◎酒造の★★（具体的な銘柄）

蔵元の具体的名称と品目を表示

・〇〇醸造所の豆味噌を使用した△△

産地と品目を表示

・愛知県三河産の豆味噌を使用した△△

## 3 新規登録申請

「あいち発酵食の館」の登録を受けようとする飲食店は、「愛知『発酵食文化』振興協議会」（以下「協議会」という。）公式Webサイトから新規登録申請フォームに記入の上、協議会事務局に申請する。協議会事務局は、新規登録申請の内容について審査の上、適合した飲食店を「あいち発酵食の館」として登録し、登録証（様式）を交付する。

## 4 登録期間

登録期間は、登録された日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。なお、登録期間終了後、希望する場合は更新できるものとする。また、更新した場合の登録期間は、その後4年間とする。

## 5 登録の更新

「あいち発酵食の館」の登録の更新を希望する飲食店は、更新登録申請フォームに記入の上、協議会事務局に申請する。協議会事務局は、更新登録申請の内容について審査の上、適合した飲食店を「あいち発酵食の館」として更新登録し、登録証（様式）を交付する。

## 6 登録内容の変更

「あいち発酵食の館」の登録内容を変更する場合は、登録内容変更届出フォームに記入の上、協議会事務局に届出をする。協議会事務局は、届出を受理した後、当該飲食店の登録内容を変更するものとする。

## 7 「あいち発酵食の館」登録店への支援

- (1) PR資材の提供  
PR資材を作成し、無償提供する。
- (2) 広報宣伝  
協議会特設サイト「あいち発酵食めぐり」や協議会公式SNSを始めとした各種広報媒体を通してPRを図る。

## 8 「あいち発酵食の館」登録店の役割

「あいち発酵食の館」として登録された飲食店は、「あいち発酵食の館」ロゴマークのステッカー等のPR資材の掲出及び愛知の発酵食文化の振興や国内外への魅力発信に努めるものとする。また、協議会事務局が必要に応じて依頼する統一的なPR活動及び取扱実績の報告等に、できる限り協力するものとする。

## 9 登録の取消し

「あいち発酵食の館」の登録を辞退（廃止）しようとする飲食店は、登録辞退（廃止）届出フォームに記入の上、協議会事務局に届出をする。協議会事務局は、届出を受理した後、当該飲食店の登録を取り消すものとする。

「あいち発酵食の館」として登録された飲食店が5に規定する登録の更新を行わない場合、協議会事務局は、当該飲食店の登録を取り消すものとする。

「あいち発酵食の館」として登録された飲食店が2に規定する登録要件に該当しなくなった場合、協議会事務局は、当該飲食店の登録を取り消すことができる。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

**附則** この要領は、令和7年10月7日から施行する。